

# 山口県報

平成 27 年  
9 月 4 日  
( 金曜日 )

## 目 次

- 規則  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(こども政策課)……………一
- 告示  
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………二  
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………二  
ふ化業者の登録(畜産振興課)……………二  
周南都市計画臨港地区の変更(都市計画課)……………二  
臨港地区の分区の指定(五件)(港湾課)……………二  
○公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………四  
山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)……………五  
建築士の免許の取消し(建築指導課)……………五



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年山口県規則第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。  
第四条各号中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第三条とする。

第五条各号中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第五条とする。  
第七条中「別記第六号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「別記第七号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条を第七条とする。  
第九条中「別記第八号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。  
別記第一号様式を削る。

別記第三号様式中「(第4条様式)」を「(第3条様式)」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第四号様式中「(第5条様式)」を「(第4条様式)」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第五号様式中「(第6条様式)」を「(第5条様式)」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第六号様式中「(第7条様式)」を「(第6条様式)」に改め、同様式を別記第五号様式とする。  
別記第七号様式中「(第8条様式)」を「(第7条様式)」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第八号様式中「(第9条様式)」を「(第8条様式)」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第三百四号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次

の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十八年二月八日(月曜日)から同月二十二日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

### 山口県告示第三百五号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十八年二月八日(月曜日)から同月二十二日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

### 山口県告示第三百六号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、次のとお

りふ化業者の登録をした。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	名称	住居	名称	所在地	登録年月日
二七第一号	深川養鶏農業協同組合	長門市東深川一八五九の一	深川養鶏農業協同組合	長門市西深川五八の一	平成二七、八、二二

### 山口県告示第三百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画臨港地区渚町臨港地区

周南都市計画臨港地区古市臨港地区

周南都市計画臨港地区港町臨港地区

周南都市計画臨港地区臨海町臨港地区

二 変更の内容

地区の追加

### 山口県告示第三百八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区晴海臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

臨港地区の分区の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百十二号)は、廃止する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 分区の種類
- 商港区、工業港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

- 1 位置 周南市築港町、那智町及び晴海町の各一部
- 2 面積 七五・八ヘクタール

(二) 工業港区

- 1 位置 周南市晴海町の一部
- 2 面積 一一三・四ヘクタール

(三) 修景厚生港区

- 1 位置 周南市晴海町の一部
- 2 面積 二・四ヘクタール

山口県告示第三百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区渚町臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 分区の種類
- 商港区及び工業港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

- 1 位置 周南市三笹町の一部
- 2 面積 〇・一ヘクタール

(二) 工業港区

- 1 位置 周南市渚町の一部
- 2 面積 二八・一ヘクタール

山口県告示第三百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区古市臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

- 周南市古市一丁目の一部

(二) 面積

- 〇・一ヘクタール

山口県告示第三百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区港町臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 分区の種類

商港区、工業港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

周南市浜田二丁目、港町及び温田二丁目の各一部

2 面積

八・三ヘクタール

(二) 工業港区

1 位置

周南市港町の一部

2 面積

二・三ヘクタール

(三) 修景厚生港区

1 位置

周南市港町の一部

2 面積

〇・六ヘクタール

山口県告示第三百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第一百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区臨海町臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

周南市臨海町の一部

(二) 面積

一三・八ヘクタール



(二五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年四月二十一日山口県公告（一二一九）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年九月四日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年四月二十一日山口県公告（一三〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年九月四日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四二三の一  
 二 意見の概要  
 街並みづくり等について配慮を求める。

(二六一) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十七年九月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

区分 氏名 職名

使用者委員 六角 朋生 宇部物流サービス株式会社代表取締役社長

(二六二) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十七年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
小川 雅文	二級建築士	第四〇〇一号	平成二七、八、二五	申請

平成二十七年九月四日印刷  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山口市